

○津山工業高等専門学校将来構想検討特別委員会 規程

〔平成 22 年 12 月 22 日〕
規程第 22 号

改正 平成 29 年 3 月 21 日規程第 15 号

(目的)

第 1 条 国立高等専門学校機構の第 2 期中期計画及び津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の年度計画に基づき、本校の教育課程の編成等将来構想を検討するために、津山工業高等専門学校将来構想検討特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、本校の学科再編、新分野への展開及びカリキュラムの在り方等、教育課程の編成上特に重要な事項を検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長が指名する教授
- (4) 事務部長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副校長がその職務を代行する。

第 5 条 第 3 条第 3 号に掲げる委員の任期は、1 年とし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第 6 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月22日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に任命された委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月21日規程第15号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。